

「千葉県こどもの生活実態調査」のクロス集計について

「千葉県こどもの生活実態調査」は、貧困状況下にあるこどもの学校の授業の理解度、生活状況及び自己肯定感などを把握し、貧困がこどもに与える影響等を分析するため、調査結果について、こどもの「生活困難」に係る定義に則り分類し、クロス集計を以下のとおり進めていく。

1 生活困難層の定義

前回、令和元年度に実施した「千葉県子どもの生活実態調査」と同様の考え方をを用いる。

(参考) 令和元年度「千葉県子どもの生活実態調査」における定義

本調査では、子どもの「生活困難」にかかる3要素を以下のとおり定義しました。

①低所得	等価世帯所得が厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯。 <低所得基準> 世帯所得の中央値 423万円 ÷ √平均世帯人数 (2.47人) × 50% = 134.6万円
②家計の逼迫	保護者票において、以下の7項目中、1つ以上が該当する場合。 1. 過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった 2. 過去1年以内に経済的な理由で電気料金の滞納があった 3. 過去1年以内に経済的な理由でガス料金の滞納があった 4. 過去1年以内に経済的な理由で水道料金の滞納があった 5. 過去1年以内に経済的な理由で家賃の滞納があった 6. 過去1年以内に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」があった 7. 過去1年以内に「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があった
③子どもの体験や所有物の欠如	保護者票において、過去1年以内に子どもの体験や所有物に関する以下15項目のうち、経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある場合。 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9. 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回くらい家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13. 子どもの年齢にあった本 14. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15. 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

上記3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

2 クロス集計の項目

(1) クロス集計の考え方

- 2重クロス集計

上記で定義した生活困難度の3分類（困窮層、周辺層、一般層）を基に、各調査項目を集計し、生活困難度による有意差の有無を分析する。

（例）生活困難度 × こどもの自己肯定感

⇒（仮説）困窮層の子ほど、自己肯定感が低い。

- 3重クロス集計

いくつかの項目について、生活困難度の分類をさらに細分化させた分析を行う。

（例）生活困難度 × 10年前に生活が苦しかったか × こどもの自己肯定感

⇒（仮説）10年前から生活が苦しかった困窮層の子は、特に自己肯定感が低い。

(2) 方針

- 生活困難度別の2重クロス集計は、基本的に全ての調査項目について実施。
- 3重クロス集計は、前回の令和元年度調査で実施したもの(※)は引き続き実施。
※貧困継続状況別の集計、保護者国籍別（国内・国外別）の集計
- その他、新たに下記についての3重クロス集計を実施したい。
 - ・「こどもの居場所・相談相手の有無」と「自己肯定感」
 - ・「学習支援の利用の有無」と「将来の夢・進路希望」